

消費生活相談月報

川崎市消費者行政センター

第283号
(10月分)

令和2年3月9日
Tel 044-200-2263

1 令和元年10月分消費生活相談件数 842件 (前月より30件増) (件)

苦情	問合せ	要望	合計 (前年同月比)	前年同月合計	今年度累計
775	67	0	842 (-28.3%減)	1,174	6,172

2 商品・役務(サービス)の上位品目

順位	商品・サービス	件数	事例
1	商品一般	109	実家に私の旧姓宛てで「民事訴訟最終通達書」と書かれた書面が封書で届いた。何のことだか分からないので不安だ。
2	デジタルコンテンツ	60	小学生の息子が親の携帯でオンラインゲームを利用していたことが、携帯料金の請求書を見て判明した。高額で認められない。返金希望。
3	不動産貸借	44	台風でタワーマンションが停電になったため、ウィークリーマンションの契約をしたが、直後に復旧した。キャンセル料を減額してほしい。
4	他の健康食品	38	娘宛てに、注文した覚えのないダイエットサプリが定期的に届き、請求書も届くようになった。心当たりが無く困惑。
5	役務その他サービス	29	実家に一般社団法人を名乗って台風の被害を調べる調査員が来訪したようだが、不審だ。何か契約をしたことになっていないだろうか。
6	工事・建築	28	1か月前に外壁塗装工事を契約した。工事目前に足場を隣家に建てるのが分かり、解約を申し出たら高額な塗料代を請求された。納得がいかない。
7	携帯電話サービス	23	スマートフォンを購入したが利用方法の説明が無く、使用説明書も付属しておらず使いこなせない。使えないなら解約して返品したいが、可能か。
8	高麗人参茶	18	痩身のサプリメントを初回100円で購入した。2回目の商品が大量に届き高額な請求を受けている。1回限りと思い申込みをした。支払いができず、解約したい。
9	インターネット接続回線	17	叔母が電話勧誘で代理店から光回線の契約を勧められた。契約をした覚えがないのに転用になっている。負担金なく、解約したい。
10	基礎化粧品	16	SNSの広告をタップして通販サイトで美容クリームを購入した。単品購入したつもりだったのに、2回目の商品が届き不審。どうすればよいか。

3 販売購入形態

10月分は、店舗外購入(特殊販売)412件、店舗購入155件、不明等275件でした。

店舗外購入の形態	件数	商品・役務(サービス)
訪問販売	59	工事・建築12件、役務その他サービス6件、テレビ放送サービス4件他
通信販売	314	デジタルコンテンツ54件、他の健康食品37件、高麗人参茶18件他
マルチ・マルチまがい	5	他の内職・副業2件、他の台所用品1件、教養娯楽教材1件他
電話勧誘販売	21	インターネット接続回線8件、モバイルデータ通信2件他
ネガティブ・オプション	0	
訪問購入	5	商品一般3件、椅子類1件、指輪1件
その他無店舗	8	他の理美容用具1件、新築分譲マンション1件他
合計	412	

訪問販売＝家庭・職場訪販、1日だけ開催する展示販売、SF商法、販売目的を隠した接触商法、キャッチセールス等
通信販売＝郵便、ファクシミリ、インターネット等を用いて契約するもの
マルチ・マルチまがい＝販売組織の加入者が次々に消費者を加入させ、ピラミッド式に組織を拡大していく商法
ネガティブ・オプション＝勝手に商品を送りつけ、代金を請求する商法
訪問購入＝消費者の自宅等を訪問し、物品を買い取るいわゆる「押し買い」